

平成28年 3 月23日

陳情第40号

小田原市議会議場において市旗，県旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることに関する陳情書

小田原市議会議場において市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることに関する陳情書

【陳情趣旨】

1. 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、県旗及び市旗の総てを、議場に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。
2. また、国旗、県旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、県及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。
3. 1. を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。
4. 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。
5. 4. の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。

【陳情項目】

1. 小田原市議会議場において、市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚を求める。
2. 小田原市議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。
3. 2. を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。

平成28年3月23日

小田原市議会議長
武松 忠 様

提出者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27

小畑 孝平 ㊞